

国民年金のお知らせ

未支給年金の請求の手続きについて

未支給年金とは

国民年金（老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金）は、原則として、受給している方が死亡した月分まで受給する権利があります。

よって、死亡した受給者に支給される年金が残っている場合、遺族が残っている年金（未支給年金）の請求をすれば、その分の年金が遺族に支給されます。

受給できる遺族は年金を受けていた方が当時、その方と生計を同じくしていた※

①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦その他①～⑥以外の3親等以内の親族です。未支給年金を受け取れる順位もこの通りです。

※生計を同じくしていた……同居している、または別居していても仕送りをしている、健康保険の扶養親族であるなどの事項があれば認められます。

必要書類

- ☐ 未支給年金・未支払給付金請求書
- ☐ 亡くなった方の年金証書
- ☐ 死亡診断書（死体検案書）のコピー
- ☐ 請求者の戸籍謄本（亡くなった方との続柄が確認できるもの）
- ☐ 受け取りを希望する金融機関の通帳のコピー
（請求書に金融機関の証明を受けた場合は不要）
（公金受取口座を利用する方は、請求書の「金融機関の証明」欄の証明および受取先金融機関の通帳などのコピーの添付は不要）
- ☐ 亡くなった方と請求者が生計を同じくしていたことがわかる書類
（同居していた場合は不要）

提出時の注意点など

- 提出が遅れると年金を多く受け取りすぎることであり、後でお返ししていただく場合があります。そのため、年金を受けている方が亡くなったときは、速やかに提出してください。
- 未支給年金の請求をされた場合でも、亡くなった方の口座を解約していないと、入金される場合があります。口座の解約などについては金融機関に相談してください。
- 亡くなった方の未支給年金は、その年金を受け取った方の一時所得に該当し、確定申告が必要になる場合があります。（年金を受け取る年分において、その年金を含む一時所得の金額の合計が50万円以下である場合には、確定申告は不要です）
詳細は最寄りの税務署へ相談してください。

お問い合わせ先：町民課 戸籍年金係 ☎47-4681

函館年金事務所 ☎0138-31-9086（お客様相談室）